

○あま市立学校給食センター運営委員会規則

平成22年3月22日

教委規則第10号

改正 令和元年8月20日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市立学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は、あま市学校給食センター(以下「給食センター」という。)内に置く。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 給食センターの運営及び調査研究に関すること。
- (2) 給食センターの事業計画に関すること。
- (3) その他重要な事項

(委員の構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、あま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。ただし、給食物資の購入関係業を営む者又はこれに属する者は、委員になることができない。

- (1) 小中学校長代表 6人
- (2) 小中学校PTA会長代表 6人
- (3) 教育委員 2人
- (4) 保育園代表 1人

2 委員が欠けた場合の補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(役員構成)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。ただし、委員の3分の1以上から請求のあったときは、委員長は、会議を開かなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がないときは、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (令和元年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。